



生 総 第 1 2 9 号

平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日

生駒市議会議長 山 田 正 弘 殿

生駒市長 山 下 真

調査報告書の写しの送付について（通知）

このことについて、平成24年12月25日付けで生駒市政治倫理審査会から生駒市政治倫理条例第9条第4項の規定による調査結果の報告がありましたので、同項後段の規定により、調査報告書の写しを送付します。



平成24年12月25日

生駒市長 山下 真 殿

生駒市政治倫理審査会

会長 中 川 幾 郎



調査結果の報告について（報告）

このことについて、平成24年9月26日付け生総第91号で依頼のあった議員に係る調査を行いましたので、生駒市政治倫理条例第9条第4項の規定により、別添の調査報告書のとおりその結果を報告します。



調 査 報 告 書

第 1 はじめに

平成 24 年 6 月 27 日付けで市民 16 人（以下「請求者」という。）から連名により、生駒市議会議長（以下「議長」という。）に対し、議員が生駒市政治倫理条例（以下「条例」という。）に定める政治倫理基準等に反する行為をした疑いがあるとして、条例第 9 条第 1 項の規定による調査の請求（以下「本件請求」という。）がなされ、添付資料と併せてこれを受理した議長が同条第 2 項の規定により生駒市長（以下「市長」という。）にこれらの写しを送付したことにより、当審査会は、同年 9 月 26 日付けで市長から同条第 3 項の規定により調査を求められた。

当審査会には、捜査権限等はなく調査には限界があるが、条例第 11 条に規定する関係人に対し説明を求める等の権限の範囲内で事実関係を調査し、政治倫理基準の違反性等について見解を示すものである。

この報告書は、本件請求に係る調査を行い、その結果を踏まえ、対象となった議員が条例に定める政治倫理基準等に反する行為をしたかどうかについて、当審査会の委員の意見に基づき報告するものである。

第 2 本件請求について

請求者から提出された調査請求書（以下「請求書」という。）によると、本件請求の内容は、次のとおりである。

(1) 本件請求の対象者の職氏名

中谷尚敬生駒市議会議員（以下「中谷議員」という。）

(2) 本件請求の趣旨

「要望等記録一覧票（平成 24 年 2 月分）」に記載された中谷議員の行為が条例に定める政治倫理基準等に反する行為であるとの疑いがあるので、条例第 9 条第 1 項の規定により調査を求めるというものである。

(3) 本件請求の理由

中谷議員からごみ収集・運搬等業務委託契約候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員名簿（以下「委員名簿」という。）を欲しいと要望された中谷泰也環境事業課長（当時）（以下「中谷課長」という。）は、委員名簿を手渡した直後、委員名簿が非公開であると分かったため、中谷議員に委員名簿の返却を求めたが、回収できなかった。

このことについて、次のような疑義が生じている。

ア 中谷議員は、非公開とされている委員名簿をなぜ欲しいと要望したのか。

イ 中谷議員が委員名簿の返却を求められたにもかかわらず、なぜ返却をしなかったのか。

ウ 中谷議員は、入手した委員名簿をどうしたのか。

第3 調査の方法

当審査会は、本件請求に係る事案（以下「本件事案」という。）の概要を把握するため、請求書及び条例に定める政治倫理基準等に反する行為をした疑いがあることを証する資料として添付された「要望等記録一覧票（平成24年2月分）」を精査するとともに、審査会の事務を行う職員をもって、当該要望等記録一覧票の所管課である環境事業課に本件事案の詳細を確認させた上で、次のとおり調査を行った。

- (1) 関係者からの事情聴取として、中谷議員及び中谷課長から説明を聴いた。
- (2) 中谷課長の説明を補足し、確認するため、関係者として、本人及び中谷課長の上司である奥谷長嗣環境経済部長（以下「奥谷部長」という。）に対して書面による陳述を求め、陳述書の提出を受けた。

第4 調査の実施

1 関係者から事情聴取した内容

平成24年10月16日に、当審査会が中谷議員及び中谷課長から事情を聴取した内容は、別添事情聴取調書のとおりである。

2 関係者に提出を求めた陳述書の内容

平成24年10月17日付けで奥谷部長及び中谷課長から提出された陳述書の内容は、別添陳述書のとおりである。

第5 調査の結果

1 事実関係について

当審査会は、関係者からの事情聴取の内容及び関係者から提出された陳述書から、本件事案に係る事実関係について、次のとおり判断した。

- (1) 中谷議員は、午前11時30分頃に環境事業課を訪れ、中谷課長等に対し、委員名簿を請求された。中谷課長は、すぐに委員名簿を渡すことができなかつたため、議会の方に持参することを約束した。
- (2) 午後0時40分頃、中谷課長は、議会を訪れ、委員名簿を中谷議員に手渡した。
- (3) その後、中谷課長が奥谷部長に委員名簿を中谷議員に渡したことを報告した。
その時、奥谷部長から委員名簿は非公開であり、中谷議員に返却を求めるように指

示があった。

(4) その直後、奥谷部長から指示を受けた中谷課長は、午後0時50分頃に議会を訪れ、中谷議員と会っているが、そのときの状況について、中谷議員と中谷課長の説明が相違する箇所があった。

(5) 委員名簿が非公開のものであるという説明を中谷課長が行い、中谷議員もこの説明を聴いたことについては、両者の説明は一致している。

しかし、委員名簿の返却の求めがあったかどうかについて、中谷課長は、委員名簿の返却を求めたが、返してもらえなかったと説明しているが、中谷議員は、委員名簿の返却までは求められておらず、どうしたら良いのか中谷課長に尋ねたと説明している。さらに、中谷議員はその理由として、返却を求められていたら、委員名簿記載の委員は5名で頭に入る程度の内容であり、返却に応じていると説明されている。

(6) 中谷課長が奥谷部長から委員名簿の返却を求めるよう指示されていたことは事実であると認められることから、上司から指示を受けた中谷課長が中谷議員に会った以上、委員名簿の返却を求めなかったとは考えにくい。

このことから、当審査会としては、中谷議員は委員名簿の返却を中谷課長から求められたと考えることが自然であり、中谷課長は、午後0時50分頃、議会を訪れ、中谷議員に対し、委員名簿の返却を求めたが、回収できなかったと推定できる。

(7) また、中谷議員が受け取った委員名簿については、中谷議員の説明によると破棄したとのことであるが、実際に破棄されたのかどうか、破棄されたとしたらその時期はいつだったのかなどについては、当審査会では確認できなかった。

2 請求人から示された疑義に対する判断及びその理由について

(1) 「中谷議員は、非公開とされている委員名簿をなぜ欲しいと要望したのか」について

ア 中谷議員は委員名簿を要求した時点において、既にそれが非公開であると知っていたかどうかについて

中谷議員は、委員名簿が非公開であるということを知ったのは、中谷課長が委員名簿を持参したのちに会ったときのことであると説明されている。また、このとき、「中谷課長は『非公開だから取扱いに注意してください。』と言いに来た。」とも説明されている。

また、中谷議員は、選定委員会の担当の課長である中谷課長が非公開であると認識していなかった委員名簿を自分が非公開だと知っているはずがないとも説明されている。

しかし、中谷課長は、「返却を求めた。その際に中谷議員は、『そんなことは解っている。俺だけが知りたいたいで、決して誰にも言わないし、渡さない。』と言われた。」と説明している。

しかし、中谷課長等も非公開であるとの認識がなかったこと、多くの附属機関等の委員は公開されていること及び生駒市のホームページに載っていない情報は公開してはならない情報であるという経験則も存在しているようには見受けられないことなどを考え合わせると、中谷議員は、委員名簿が非公開とは知らなかったと推測する。

よって、当審査会は、議員として知るべき努力が必要であったかもしれないが、中谷議員が最初から委員名簿が非公開であることを知った上で、これを要求したとは考えにくいと判断した。

イ 中谷議員が委員名簿を要求したことについて

中谷議員は、委員名簿を要求するきっかけとして、ごみ収集運搬等の委託問題に関して市長に意見書を提出した者から当該意見書を見せてもらったところ、ごみに関しては過去に問題が生じていたことから、監査委員としても関心があったと説明されている。

地方自治法第199条第2項では、必要があると認めるときは、監査委員は、普通地方公共団体の事務の執行について監査をすることができることとされており、いわゆる行政監査について定めた同項の規定の対象は、多岐に渡っていることから、監査委員の職務として委員名簿を要求したとしても問題があるとは思えない。

また、生駒市の議員である以上、市政に関心を持つことは当然のことであり、ごみ問題に関心を持った中谷議員が委員名簿を要求したこと自体に問題があるとは思えない。

(2) 「中谷議員が委員名簿の返却を求められたにもかかわらず、なぜ返却をしなかったのか」について

委員名簿の返却の求めについては、中谷議員と中谷課長の説明が相違しているが、当審査会は、前述（第5-1-(6)）のとおり、中谷議員は委員名簿の返却を中谷課長から求められたと推測する。その際、両者との間で具体的にどのような言葉でやり取りが行われたのか当審査会では確認できなかったこともあり、返却されなかった理由は不明であるとしか言えない。

また、中谷議員が中谷課長からの委員名簿の返却の求めに応じなかったことが事実であるとするれば、条例第4条第1号の「その職務に対して不正の疑惑を持たれるおそ

れのある行為」に該当すると考えられる。

(3) 「中谷議員は、入手した委員名簿をどうしたのか」について

前述（第5-1-(7)）のとおり、中谷議員が入手した委員名簿を破棄したのかどうかについては、当審査会では確認できなかった。

また、選定委員会が特別な問題も生ずることなく終了し、市の業務に影響を与えるような事態も起きなかったとのことであり、委員名簿が中谷議員に渡り、同議員が選定委員会の委員名を知ったことによる影響は、特に見受けられない。

このことから、条例第4条第4号に定める市職員の公正な職務の遂行の妨げや市職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけがあったとは、認められない。

3 結論

条例第2条では、議員の責務として「市政に携わる責務を深く自覚し、第4条に規定する政治倫理基準を遵守しなければならない。」と規定しており、議員は常に、条例第4条に規定しているように政治倫理基準を遵守しなければならない。

特に、条例第4条第1号では、「その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」と規定しており、このことは、不正を行わないのは当然のことであり、さらに、市民に不正の疑惑を持たれるおそれのある行為もしないことが求められている。

今回の調査では、中谷議員と中谷課長の説明が相違しているため、当審査会では推測の域を超えない範囲でしか判断することができないが、中谷議員が中谷課長からの委員名簿の返却の求めに応じなかったことが事実であるとすれば、条例第4条第1号の「その職務に対して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」に該当すると判断せざるを得ない。

(資料)

生駒市政治倫理審査会委員

	氏名
会長	中川 幾郎
副会長	景山 良一
委員	横田 保典

調査の概要

会議の開催日	内 容
平成24年9月28日(火)	第1回生駒市政治倫理審査会 ・本件事案の概要を把握し、調査の方法を決定した。
平成24年10月16日(火)	第2回生駒市政治倫理審査会 ・中谷議員及び中谷課長から本件事案に関する事情の説明を受けた。 ・調査に係る審議を行った。
平成24年10月30日(火)	第3回生駒市政治倫理審査会 ・調査に係る審議を終結し、調査報告書を作成することとした。